

第 20 号 議 案

長崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例

長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第21条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>少年院法（平成26年法律第58号）第3条</u>に規定する少年院</p> <p>(8) <u>少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条</u>に規定する少年鑑別所</p> <p><u>(9)～(13)</u> 略</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第21条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>少年院法（昭和23年法律第169号）第1条</u>に規定する少年院又は同法<u>第16条</u>に規定する少年鑑別所</p> <p><u>(8)～(12)</u> 略</p> <p>2 及び 3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第1項第5号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。